

吹田市公告第416号

マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第34条第1項の規定により、次のマンション建替組合の定款の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第14条第1項の規定により公告します。

なお、当該再生事業に係る図書については、同法第34条第2項において準用する同法14条第3項の規定により公衆の縦覧に供します。

令和8年7月13日

吹田市長 後 藤 圭 二

1 組合の名称

変更前 千里津雲台A23・24住宅マンション建替組合

変更後 千里津雲台A23・24住宅マンション再生組合

2 再生前マンションの名称

千里津雲台A23・24住宅

3 再生前マンションの敷地の区域

吹田市津雲台3丁目20番142

4 再生後マンションの敷地の区域

吹田市津雲台3丁目20番142及び20番153

5 事業施行期間

令和7年4月から令和11年2月まで

6 事務所の所在地

大阪府吹田市

7 設立認可の年月日

令和7年6月26日

8 定款の変更認可の年月日

令和8年7月6日

9 縦覧場所

吹田市泉町1丁目3番40号

都市計画部都市計画室

10 縦覧期間

令和8年7月13日からマンションの再生等の円滑化に関する法律第38条第6項又は第81条の公告の日まで